

保険薬局との疑義照会・PBPM運用プロトコル概要

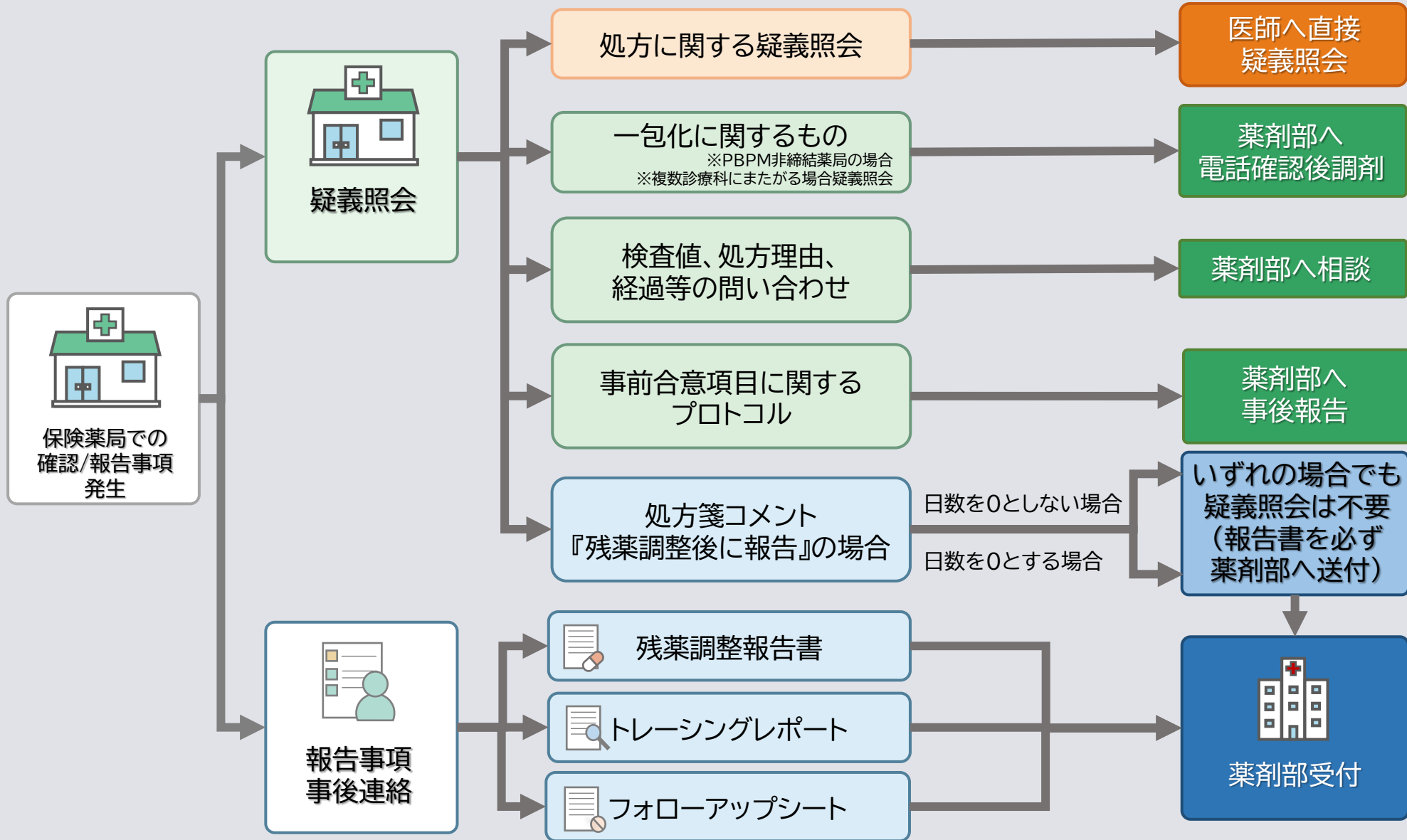
【重要】 疑義照会・報告不要リスト

- ・後発品メーカーの報告
 - ・一般名処方为先発品で調剤した場合の報告
 - ・薬価の異なる後発医薬品への変更調剤
 - ・一般名処方における類似剤型、別規格への変更（先発品調剤含む）
 - ・局方品の変更調剤全般
 - ・後発品銘柄処方における先発品への変更
 - ・後発品銘柄処方における別銘柄、類似剤型、別規格への変更（先発品調剤含む）
 - ・先発品処方における同一銘柄の類似剤型、別規格への変更
- ※類似剤型とは、変更調剤ルールによる類似剤型のこと

疑義照会不要リスト

- ・残薬調整を実施する場合において、残数を0とする場合
- ※残薬調整については事後で別途定める詳細な報告が必要

⚠ ※併売品の変更は
疑義照会必須



※本フローは、2026年8月時点での運用方針に基づき作成しています。

■ 変更調剤の一般的なルール

一般名処方				
変更内容	先発品を調剤		後発品を調剤	
	変更可否	連絡方法	変更可否	連絡方法
別銘柄※1	○	調剤後の報告	○	調剤後の報告
別剤形※2	疑義照会	調剤後の報告	疑義照会	調剤後の報告
類似剤形※3	疑義照会	調剤後の報告	○	調剤後の報告
別規格※4	疑義照会	調剤後の報告	○	調剤後の報告

後発品銘柄処方				
変更内容	先発品を調剤		後発品を調剤	
	変更可否	連絡方法	変更可否	連絡方法
別銘柄※1	疑義照会	調剤後の報告	○	調剤後の報告
別剤形※2	疑義照会	調剤後の報告	疑義照会	調剤後の報告
類似剤形※3	疑義照会	調剤後の報告	○	調剤後の報告
別規格※4	疑義照会	調剤後の報告	○	調剤後の報告

先発品処方				
変更内容	先発品を調剤		後発品を調剤	
	変更可否	連絡方法	変更可否	連絡方法
別銘柄※1	疑義照会	調剤後の報告	○	調剤後の報告
別剤形※2	疑義照会	調剤後の報告	疑義照会	調剤後の報告
類似剤形※3	疑義照会	調剤後の報告	○	調剤後の報告
別規格※4	疑義照会	調剤後の報告	○	調剤後の報告

■ 変更調剤可能範囲の拡大および調剤後の報告省略に関するプロトコル

一般名処方				
変更内容	先発品を調剤		後発品を調剤	
	変更可否	連絡方法	変更可否	連絡方法
別銘柄※1	○	報告不要	○	報告不要
別剤形※2	疑義照会	調剤後の報告	疑義照会	調剤後の報告
類似剤形※3	○	報告不要	○	報告不要
別規格※4	○	報告不要	○	報告不要

後発品銘柄処方				
変更内容	先発品を調剤		後発品を調剤	
	変更可否	連絡方法	変更可否	連絡方法
別銘柄※1	○	報告不要	○	報告不要
別剤形※2	疑義照会	調剤後の報告	疑義照会	調剤後の報告
類似剤形※3	○	報告不要	○	報告不要
別規格※4	○	報告不要	○	報告不要

先発品処方				
変更内容	先発品を調剤		後発品を調剤	
	変更可否	連絡方法	変更可否	連絡方法
別銘柄※1	疑義照会	調剤後の報告	○	報告不要
別剤形※2	疑義照会	調剤後の報告	疑義照会	調剤後の報告
類似剤形※3	○	報告不要	○	報告不要
別規格※4	○	報告不要	○	報告不要

※ 1 別銘柄とは、先発品併売品、後発品別メーカーを指します。

※ 2 別剤形とは、散剤⇄錠剤などの類似剤形以外の関係性を指します。

※ 3 類似剤形とは、変更調剤における類似剤形（内服薬で規定されたグループ）を指します。

※ 4 別規格は、内服薬（錠剤や散剤など）の別規格を指します。

※ 5 本プロトコルにおける局方品についての変更調剤ルールは上記のうちの一般名処方に準じます。

※ 6 変更調剤時の薬剤料に関する条件は省いています。